

# 審査基準

基準の名称	雇用管理改善計画の認定基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	8 - 1	雇用管理改善計画の認定
基準の内容		
<p>申請者である事業主の改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>(1) 改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>具体的には、</p> <p>改善措置の内容が雇用管理の改善のために必要かつ十分なものであること。</p> <p>改善措置の規模が当該事業主が雇用する介護労働者の数に照らして適切なものであること。</p> <p>改善措置の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>改善措置の内容が介護雇用管理改善等計画の内容と矛盾するものでないこと。</p> <p>(2) 当該事業主が改善計画を達成する見込みが確実であり、改善計画の内容が具体的かつ明確なものとなっていること。</p> <p>(3) 改善計画の実施期間を、おおむね1年間以内(介護雇用管理改善事業のうち教育訓練に係るものについては、おおむね3年間以内)としていること。</p>		